

広域的地域区分について ーフランスの地域圏を中心にー

2009年 6月15日

東京大学大学院総合文化研究科

松原 宏

matubara@humgeo.c.u-tokyo.ac.jp

本報告の内容

- I. EUにおける統一的な地域区分について紹介し、広域的な地域区分による地域政策の展開を確認する。
- II. フランスにおける地方分権と地域圏設定の歴史的経緯を明らかにするとともに、多層的な政府間関係の下での地域圏の位置づけを検討する。
- III. EUやフランスにおける広域的な地域区分をふまえ、日本の広域的な地域区分に関する課題を提示する。

I EUにおける広域的地域区分

■NUTS

(nomenclature of territorial units for statistics)

レベル	人口基準		事例	
	(最小)	(最大)	ドイツ	フランス
NUTS 1	300万	700万	州	非行政区分
NUTS 2	80万	300万	非行政区分	地域圏
NUTS 3	15万	80万	郡	県

■経緯

- ・1970年代初めから地域統計単位として採用
- ・NUTS 2、NUTS 3を、EUの地域政策の対象地域として活用
- ・2003年にEU議会等で法的に認定
- ・2006年以降、3年に一度の見直し

表1:ドイツにおける州の概況

No.	州名	人口(千人)	面積(Km2)	GDP(100万ユーロ)	一人当たりGDP(ユーロ)
1	Baden-Württemberg	10,750	35,751	315,240	29,325
2	Bayern	12,520	70,552	381,810	30,496
3	Berlin	3,416	891	78,120	22,869
4	Brandenburg	2,536	29,480	46,920	18,502
5	Bremen	663	404	23,790	35,882
6	Hamburg	1,771	755	77,930	44,003
7	Hessen	6,073	21,115	195,780	32,238
8	Mecklenburg-Vorpommern	1,680	23,182	31,120	18,524
9	Niedersachsen	7,972	47,641	183,390	23,004
10	Nordrhein-Westfalen	17,997	34,086	471,270	26,186
11	Rhineland-Pfalz	4,046	19,853	93,970	23,225
12	Saarland	1,037	2,569	25,450	24,542
13	Sachsen	4,220	18,417	83,170	19,709
14	Sachsen-Anhalt	2,412	20,447	46,060	19,096
15	Schleswig-Holstein	2,837	15,799	66,370	23,394
16	Thüringen	2,289	16,172	43,410	18,965
	ドイツ全体	82,218	357,114	2,163,800	26,318
		(2007年)		(2003年)	

出所: *Statistisches Jahrbuch 2008*

表2: フランスにおける地域圏 (Région) の概況

No.	地域圏名	人口(千人)	面積(Km ²)	GDP(100万ユーロ)	一人当たりGDP(ユーロ)
1	Alsace	1,805	8,280	44,187	24,713
2	Aquitaine	3,072	41,308	70,931	23,373
3	Auvergne	1,330	26,013	28,419	21,455
4	Bourgogne	1,626	31,582	36,045	22,313
5	Bretagne	3,044	27,208	66,817	22,281
6	Centre	2,490	39,151	57,067	23,045
7	Champagne-Ardenne	1,334	25,606	30,989	23,280
8	Corse	275	8,680	5,455	20,149
9	Franche-Comté	1,143	16,202	25,584	22,633
10	Île-de-France	11,362	12,012	448,933	39,960
11	Languedoc-Roussillon	2,497	27,376	49,510	20,279
12	Limousin	724	16,942	15,408	21,638
13	Lorraine	2,334	23,547	49,343	21,209
14	Midi-Pyrénées	2,731	45,348	61,464	23,003
15	Nord-Pas-de-Calais	4,032	12,414	81,532	20,269
16	Basse-Normandie	1,445	17,589	30,796	21,371
17	Haute-Normandie	1,806	12,317	41,893	23,248
18	Pays de la Loire	3,385	32,082	78,522	23,556
19	Picardie	1,877	19,399	39,245	20,939
20	Poitou-Charentes	1,701	25,810	36,394	21,645
21	Provence-Alpes-Côte d'Azur	4,743	31,400	112,095	24,096
22	Rhône-Alpes	5,947	43,698	149,563	25,504
	Total France	62,519	632,834	1,584,382	25,650
		(2005年)		(2003年)	

出所: *La France et ses Régions, 2006*

Ⅱ フランスにおける広域圏形成

1 地方自治制度の変容

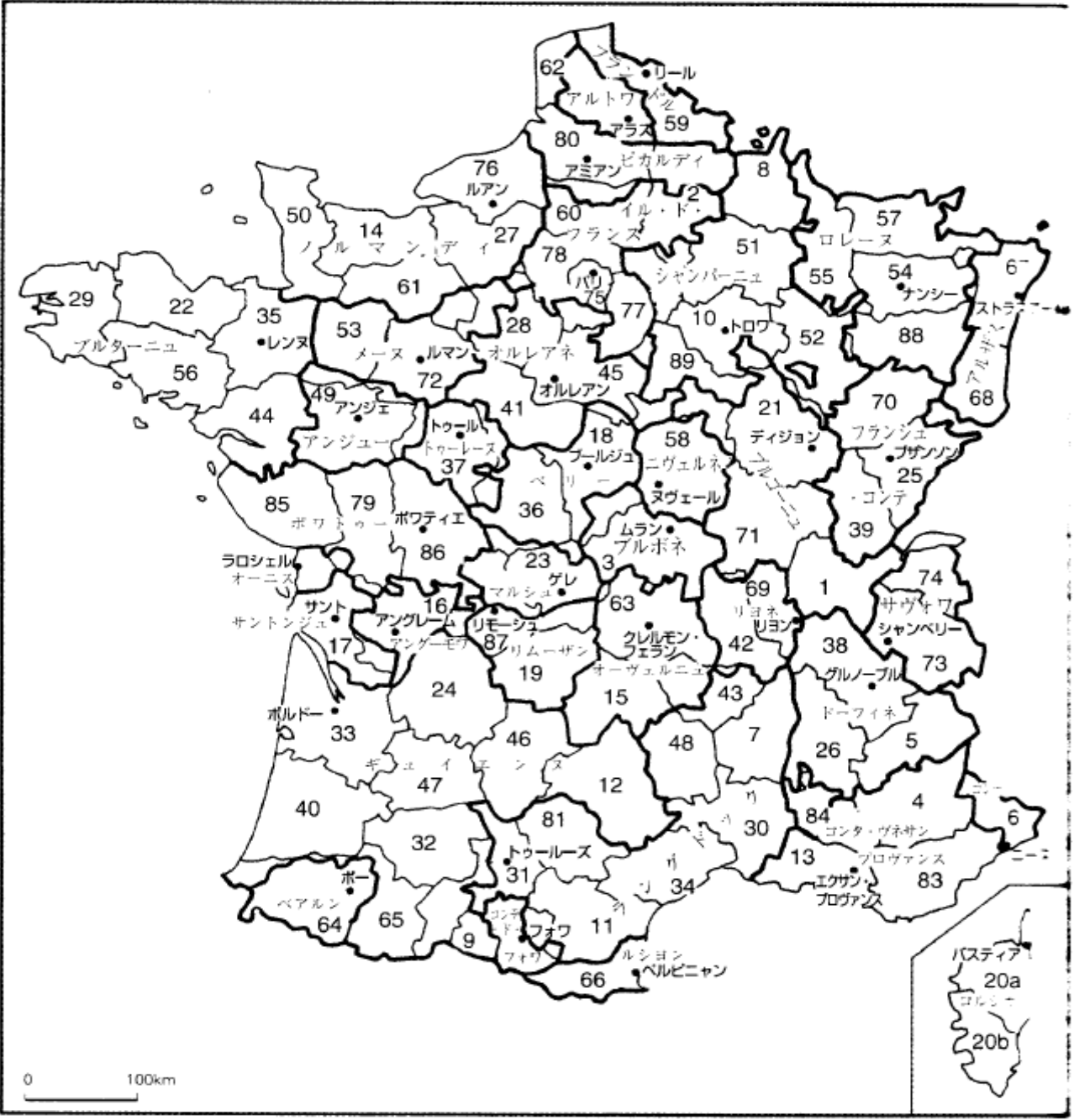


図6: フランスにおける
コミューンの分布状況

出所: クラブー・ジャンムーラン編、萩田保監訳『広域行政』鹿島出版会、1970年、p.13

図7: 州 (province)
から県 (département)
への移行

注: 太線がプロヴァンスの境、
細線が県境、黒丸の都市が、
州都。1789年フランス革命時
の行政地域再編による。



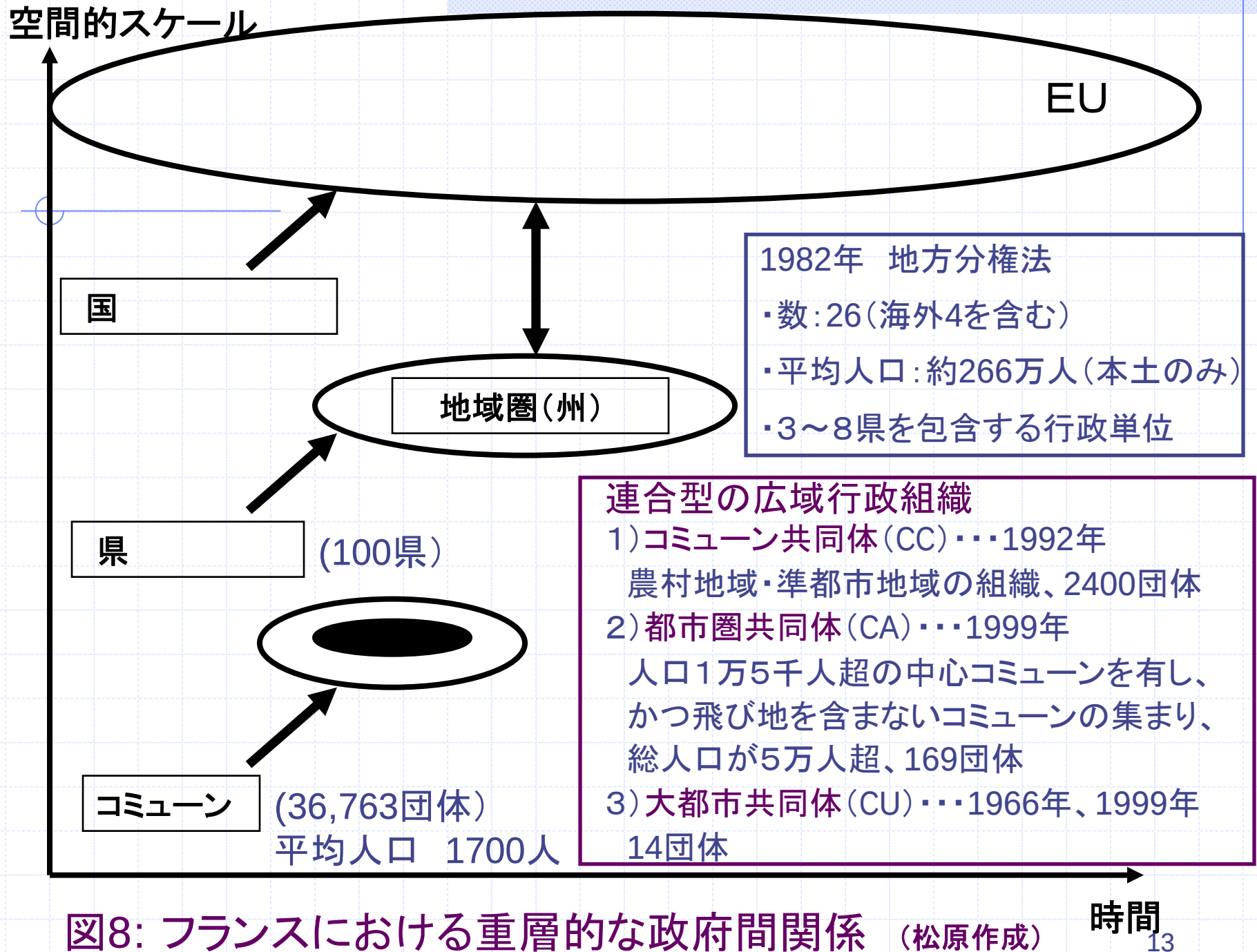


図8: フランスにおける重層的な政府間関係 (松原作成)

2 地域圏の形成と位置づけ

1) 歴史

1941年: ヴィシー政権 18の州を本国内に創設、地域知事設置

1959年: ドゴール政権 21の「地域圏活動区画」の線引き

1964年: 地域圏知事、地域経済開発委員会の設置

1972年: ポンピドゥ政権 地域圏を公施設法人に

地域圏議会、経済社会委員会設置

1982年: ミッテラン政権 地方分権法により地方公共団体に

1983年: 権限配分法により、コミューン、県、国との権限を区分

1986年: 地域圏議会選挙の実施

1992年: 地域圏の強化(国内とEUの地域政策の策定・実行)

地域圏間協力機構の設置

1995年: 「国土開発および発展に関する地域圏会議」の設置

2003年: シラク政権 憲法改正により地方自治体として明記

2) 地域圏(州)の線引き

注: 山崎(2006)p.71による

■ 線引きの基本コンセプト(総合計画庁による)

過去の「地方」にとらわれることなく、
大都市を中核とした社会経済圏の実状に即して線引きする

■ 基準

- ① 県の区域を変更することなく、複数の県を包含する
- ② 州の人口は、効率的な公共サービスの必要性から、
少なくとも100万人以上とする
- ③ 広範囲に影響力を持つ州都が存在すること

■ 問題点

歴史的な経緯を考慮しなかったために、地域住民からの批判も多く、区割りの修正を何度か検討したが、実現するにはいたらなかった

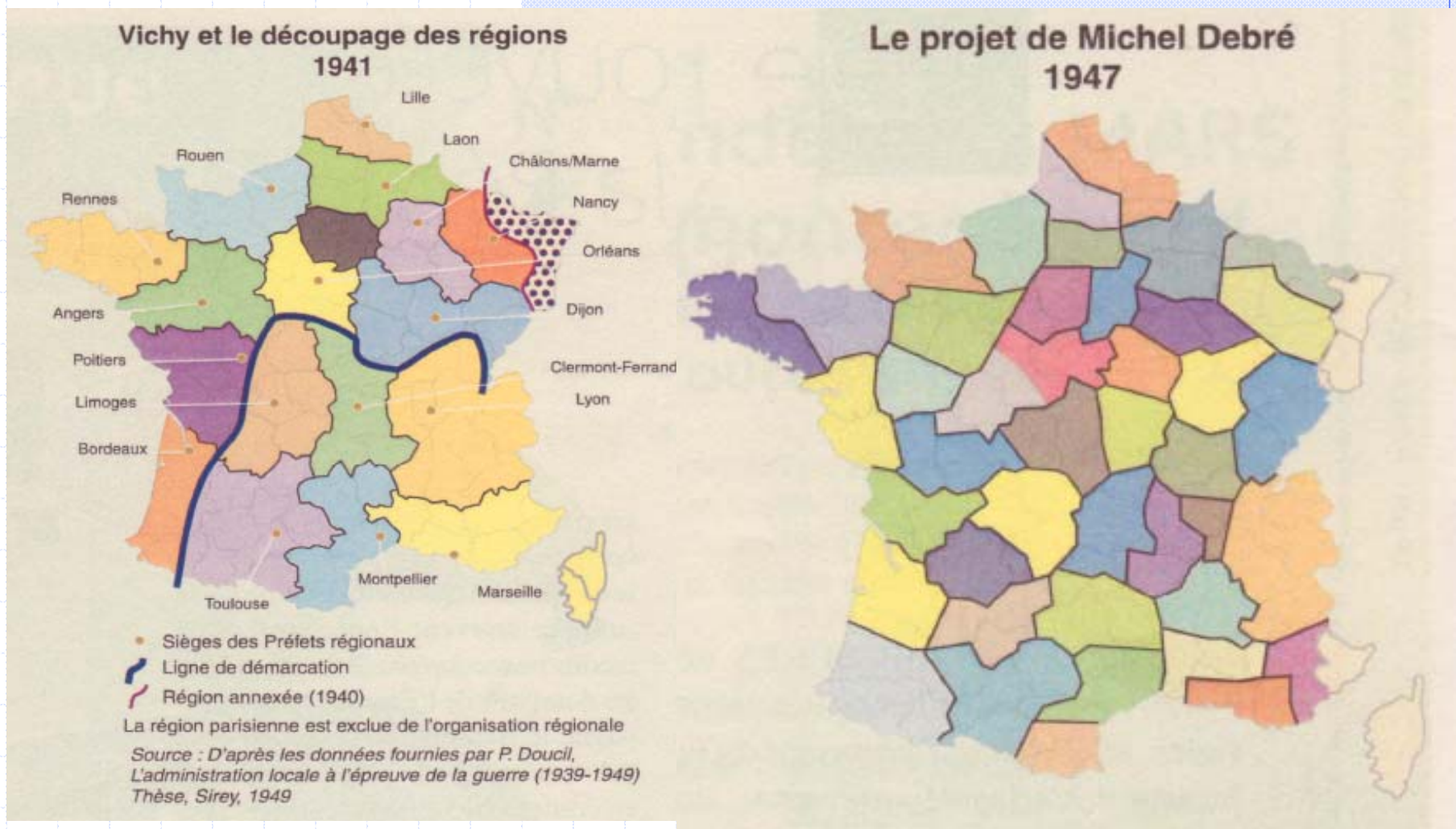


図10: フランスにおける地域区分の変遷

出所: Marconis, R. (2006): *France: recompositions territoriales*, La Documentation française.

Les 23 “régions” de la SNCF

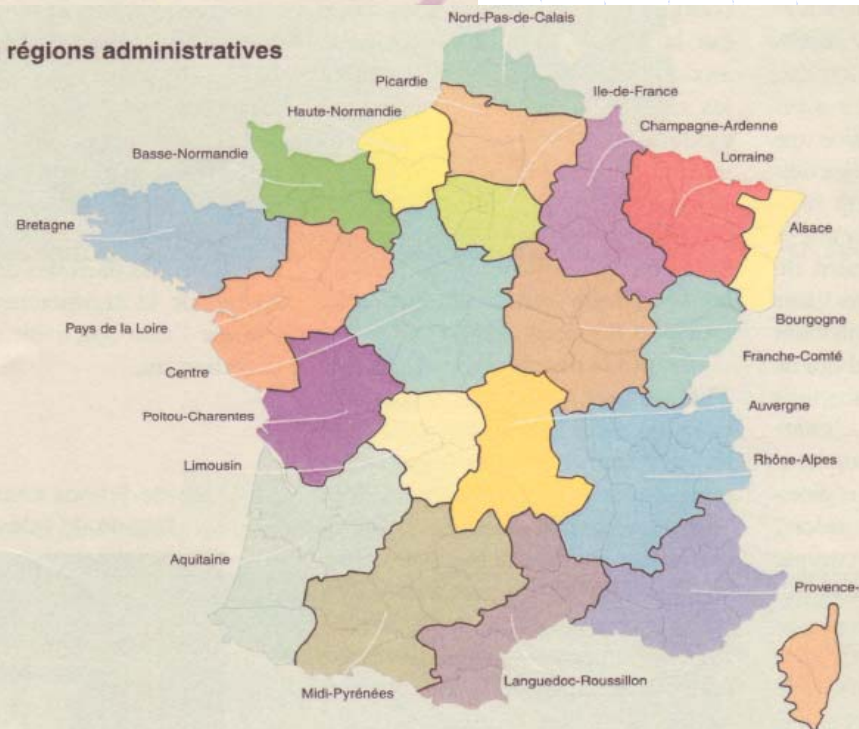
Les 8 “régions” de Citroën

図11: 主要企業
による地域区分
の事例

(出所: 図10と同じ)

Les 5 “régions” de France Télécom

Les 21 régions administratives



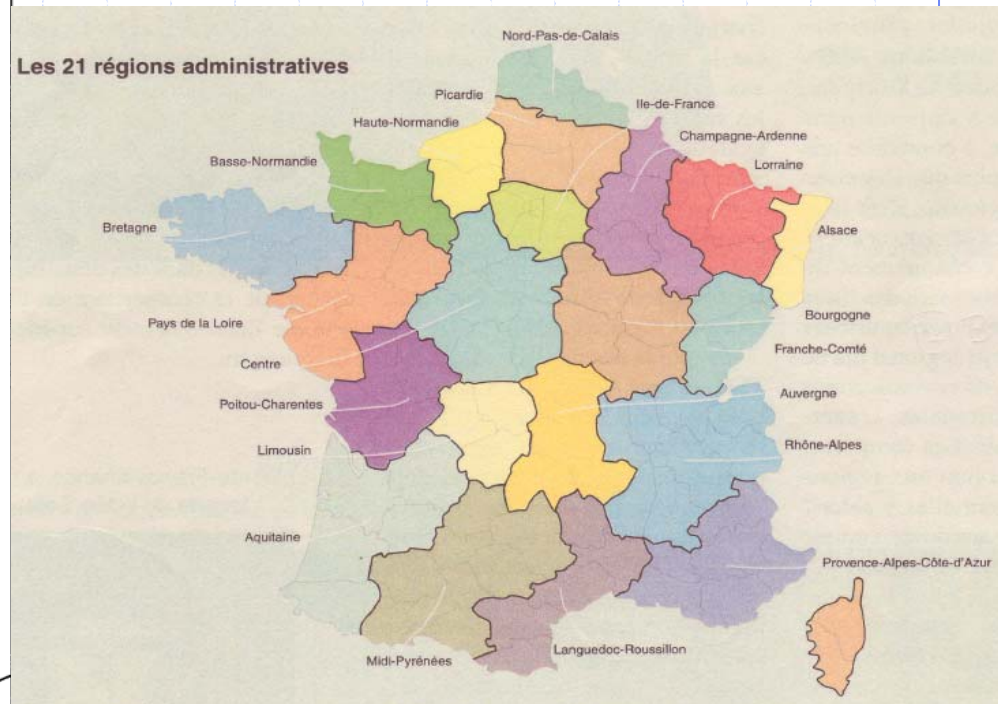


図12: ブラーシュによる地域区分と地域圏

出所: Vidal de la Blache(1910)

3) 地域圏の権限・組織・財源

■ 主な権限: 経済開発、地域整備、教育・職業訓練・文化、保健衛生、EUの構造基金の受け皿

■ 組織

- ・ 審議・議決機関: 地域圏議会
- ・ 執行機関: 地域圏議会議長(議員の互選)
副議長とともに執行理事会を構成
- ・ 諮問機関: 地域圏経済社会委員会

(経営者代表(35%)、労働者代表(35%)、公益団体代表(25%)、有識者(5%))

■ 財源(プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール地域圏の事例: 吉住, 2008による)

地方税 39% 直接税: 地方直接4税(固定資産税、住居税、職業税)
間接税: 自動車登録税

移転収入 42%

地方債 15%

表3: コミューン・県・地域圏・国の権限配分

分野	コミューン	県	地域圏	国
教育	幼稚園・小学校	中学校	高等学校	高等教育
文化	市町村立施設	県立施設	地域圏施設	国立施設
観光	観光政策への参加	県の基本計画の策定	地域圏観光開発の中期目標の設定	観光政策の決定
職業訓練	地域圏プログラムへの参加	地域圏プログラムへの意見	地域圏プログラムの策定	地域圏の政策の評価
地域整備	コミューン間整備憲章の策定	農村部の支援計画の策定	地域圏地域整備基本計画の策定	国土整備基本計画の策定
交通	都市圏内移動計画の策定	県計画の策定	地域圏鉄道輸送サービス交通インフラの整備	交通基本計画の策定

出所: 山崎(2006)巻末の資料1をもとに作成。

3 フランスにおける国土政策の変遷と広域圏

注：岡部遊志「フランスにおける地方分権と国土整備政策の変容」
(2007年度東京大学教養学部人文地理分科卒業論文)による。

第1期：パリからの分散政策（1950・60年代）

- ・工業の地方分散（1955年～）
- ・均衡メトロポール（1964年）

第2期：国土政策の転換期（1970年代）

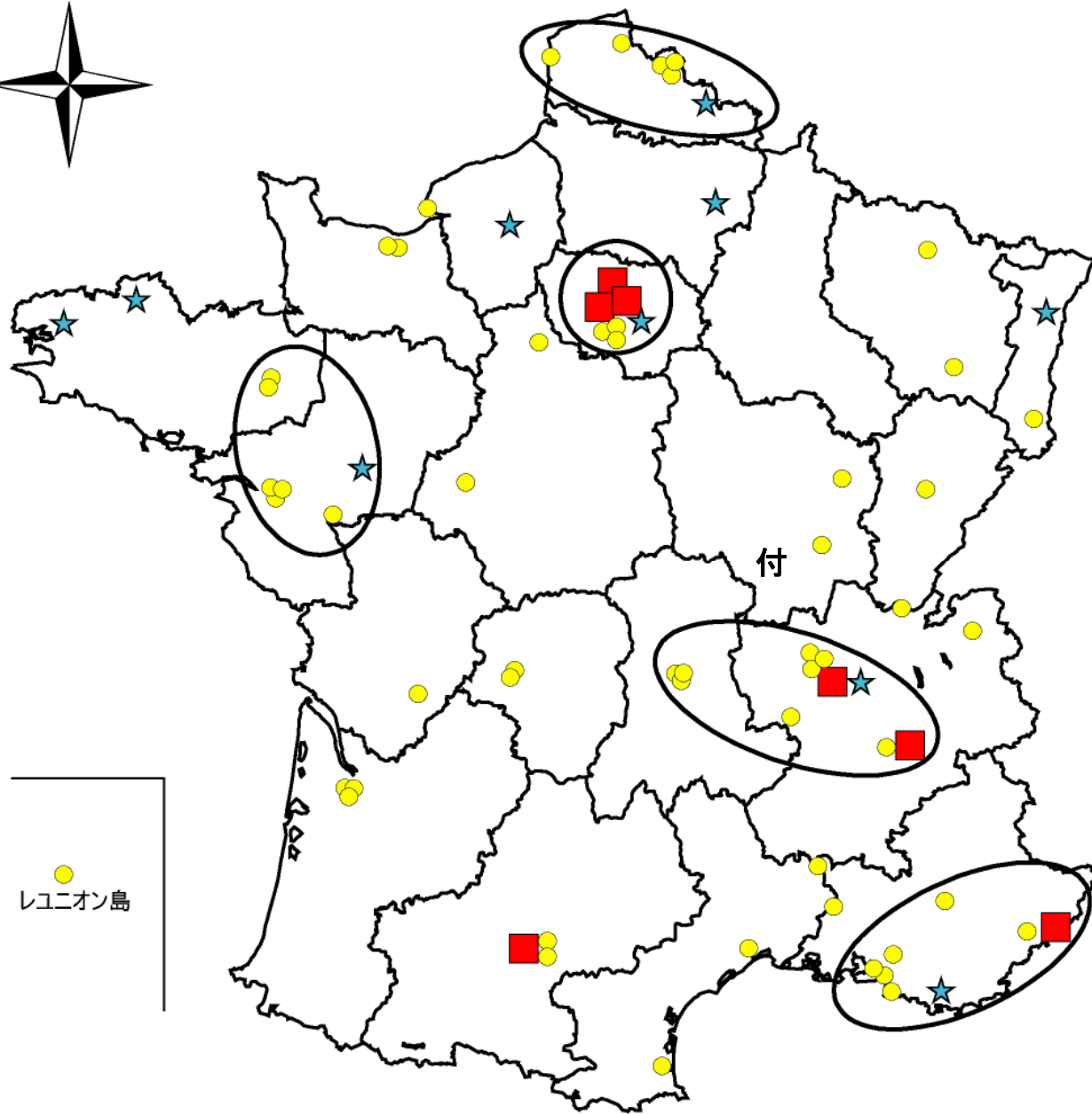
- ・テクノポール（1969年～）
- ・中都市政策（1973年）

第3期：ミッテラン政権による地方分権化（1980年代）

- ・地域圏の普通公共団体化、国の後見監督の廃止、知事の公選化
- ・国・地域圏間計画契約（1983年）：地域圏が発案、国と地域圏が契約をして実行
- ・地域圏への権限（経済開発や高等教育など）の委譲
- ・DATAR廃止論

第4期：EU統合下での新展開（1990年代以降）

- ・広域行政の強化とペイ（Pays）政策：パスカ法（1995年）
都市と農村の結合、公共サービスの強化、雇用圏内での雇用対策
- ・DATARからDIACTへ（2006年）：競争力の極（地域圏が実行主体）
全体で71、世界的な極（7）、準世界的な極（10）、国家的な極（54）
ハイテク産業、バイオ・化学のほか、農業関係の「極」も多い



凡例

- 世界的な極
- ★ 準世界的な極
- 国家的な極

□ 地域圏界

○ 極が集中している地域

レユニオン島

0 50 100 200 300 400 km

図14:フランスにおける競争力の極 (岡部遊志作成)

Ⅲ 小括 ー日本における広域的地域区分の課題ー

- 1) フランスの地域圏は、長期的な歴史的過程を経て、創設されたものである。
- 2) 設立当初の地域圏の位置づけは低かったが、EUの地域政策が重視される中で、存在感を増してきている。
- 3) 中央政府や県などとの事務・権限の分担や実際の政策運営の局面では、長期にわたる調整過程を必要としてきた。
- 4) 地域圏の区割りに関しては、地域の歴史や文化、住民生活、地域間関係の実態について、十分な考慮がなされなかったために、問題点を残している。
- 5) EU統合・グローバル競争の下で、パリを中心とした地域圏とその他の地域圏との関係の再構築が問題になってきている。

参考文献

石原照敏『地域政策と観光開発』大明堂、2001年

○ 磯部啓三「フランスの地域構造」(松原宏編『先進国経済の地域構造』東京大学出版会、2003年、pp.53-87.

岩崎正弥「現代フランスにおける持続可能な地域づくり(1)(2)国土整備の転換・内発的发展・「ペイ(故郷(くに))」の復権」『経済論集(愛知大学)』161、
pp.21-50、162、pp.43-74.

岡部遊志「フランスにおける地方分権と地域開発政策の変容」『経済地理学年報』55巻(近刊)、2009年

川崎信文「フランスにおける地域改革」『名古屋大学法政論集』95、p.150-244.

川崎信文「フランスにおける地域圏(Région)の現状と課題」『広島法学』16巻3号、1993年、pp.125-146.

久邇良子『フランスの地方制度改革』早稲田大学出版部、2004年

中田晋自『フランス地域民主主義の政治論』御茶の水書房、2005年

山崎榮一『フランスの憲法改正と地方分権』日本評論社、2006年

吉住 修「フランス型地方分権改革と広域行政制度」(上野真也編『地方分権と道州制』成文堂、2008年)、pp.193-238.